

平成 30 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 7 号 説 明 資 料

平成 30 年 2 月 15 日

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
保険料について	-----	3～5
新旧対照表	-----	6～7

福 祉 課

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

○改正概要

「介護保険法（平成9年法律第123号）」により、平成30年度から平成32年度までの介護保険料（以下保険料という。）を定めるとともに、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）」等の公布により、規定を改正し、併せて地域支援事業の利用料を改正します。

○改正内容

1 保険料の改正

「介護保険法」により、第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を行い、介護サービスの見込量をもとに総介護給付費を算出し、第1号被保険者の保険料負担額を算定した結果に基づき、年額保険料を改正します。

また、平成27年度から開始された低所得者の保険料の軽減措置を継続的に実施するための改正も行います。

2 保険料の所得段階の判定に係る合計所得金額の改正

「介護保険法施行令の一部を改正する政令」の公布により、第1号被保険者の保険料の所得段階の判定に係る所得指標である合計所得金額については、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることに改正します。

参考：特別控除額（一部）

- (1) 居住用財産を売却した場合 3,000万円（最大）
- (2) 公共事業のために土地建物を売却した場合 5,000万円（最大）

3 保険料の所得段階の境目となる合計所得金額の改正

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第135号）」の公布により、保険料の所得段階の境目となる合計所得金額の一部を改定します。

所得段階	現行		改正案	
第7段階	本人課税	合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満	本人課税	合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満
第8段階		合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満		合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満
第9段階		合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満		合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満

4 過料を科することのできる範囲の拡大

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)」の公布により、介護保険事業の運営上必要な調査に応じなかった場合等に過料を科することのできる対象者に第 2 号被保険者の配偶者等が追加されたため、規定を改正します。

	現行	改正案
対象者	第 1 号、第 2 号被保険者 第 1 号被保険者の配偶者 第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主 その他その世帯に属する者又はこれらであった者	第 1 号、第 2 号被保険者 第 1 号、第 2 号被保険者の配偶者 第 1 号、第 2 号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者

5 地域支援事業の利用料の改正

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、利用者から徴収する利用料の規定を改正します。

	現行	改正案
利用料を徴収する事業	<u>通所型介護予防事業</u>	<u>短期集中通所型サービス事業</u>
利用料	1 回につき 300 円	1 回につき 300 円

○条例施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

○保険料について

(1) 保険料の改定

(単位：円)

現行

所得段階	負担割合	保険料
1 (軽減前)	$A \times 0.50$	33,000
	(軽減後)	$A \times 0.45$
2	$A \times 0.75$	49,500
3	$A \times 0.75$	49,500
4	$A \times 0.90$	59,400
5 (基準額)	A	66,000
6	$A \times 1.15$	75,900
7	$A \times 1.20$	79,200
8	$A \times 1.40$	92,400
9	$A \times 1.45$	95,700
10	$A \times 1.65$	108,900
11	$A \times 1.70$	112,200
12	$A \times 1.85$	122,100
13	$A \times 2.05$	135,300



改正案

所得段階	負担割合	保険料
1 (軽減前)	$A \times 0.50$	34,200
	(軽減後)	$A \times 0.45$
2	$A \times 0.75$	51,300
3	$A \times 0.75$	51,300
4	$A \times 0.90$	61,560
5 (基準額)	A	68,400
6	$A \times 1.20$	82,080
7	$A \times 1.25$	85,500
8	$A \times 1.45$	99,180
9	$A \times 1.60$	109,440
10	$A \times 1.80$	123,120
11	$A \times 1.85$	126,540
12	$A \times 2.00$	136,800
13	$A \times 2.20$	150,480

※所得水準に応じた保険料設定を行うため、引き続き13段階の多段階設定を継続し、負担割合の見直しも行います。

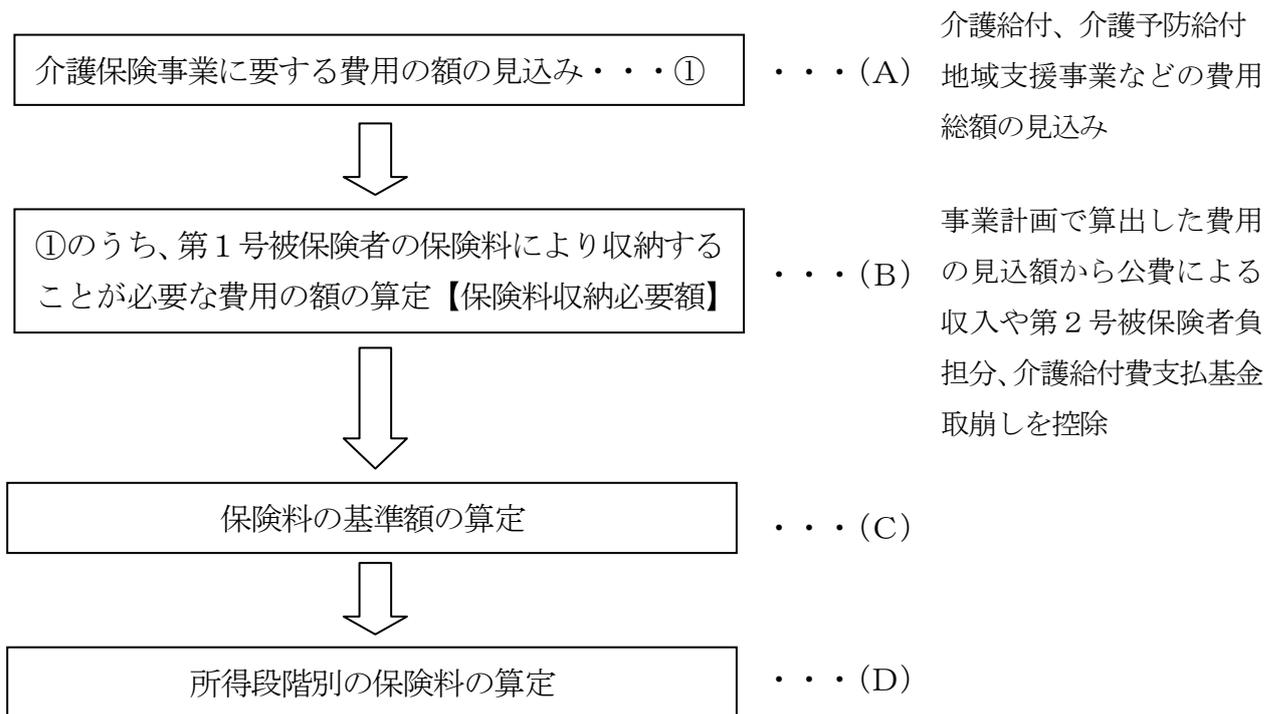
<p>現行の基準額</p> <p>年額 66,000円</p> <p>月額 5,500円</p>
--

3.6%の増



<p>改正案の基準額</p> <p>年額 68,400円</p> <p>月額 5,700円</p>

(2) 保険料算定の手順



(3) 保険料基準額、介護保険事業費、基金取崩し額等の推移と見込み

(単位：円)

計画期間 項目	H18～H20 (第三期)	H21～H23 (第四期)	H24～H26 (第五期)	H27～H29 (第六期)	H30～H32 (第七期)
保険料基準額 (月額)	3,900	4,040	4,360	5,500	5,700
介護保険事業費	5,472,605,191	6,723,311,026	6,908,415,434	9,098,789,000	9,584,944,724
保険料収入 必要額	1,138,310,446	1,429,689,557	1,579,858,813	2,255,302,754	2,400,888,322
介護保険給付費 支払基金取崩額 ※1	13,734,000	50,000,000	40,000,000	0	70,000,000
財政安定化基金 等交付金 ※2	0	20,299,000	13,000,000	0	0

※1 及び ※2 は保険料の上昇を抑えるために投入される財源です。

(4) 保険料の増加の要因

- ・要支援・要介護認定者の増に伴う介護給付費の増
- ・介護報酬の改定による給付費の増
- ・第1号被保険者の保険料負担率の増 (22%から23%)

(単位：%)

		介護給付費		地域支援事業費	
		居宅サービス	施設サービス	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
第1号被保険者		23.0(22.0)	23.0(22.0)	23.0(22.0)	23.0(22.0)
第2号被保険者		27.0(28.0)	27.0(28.0)	27.0(28.0)	
公費	国費	25.0	20.0	25.0	38.5(39.0)
	県費	12.5	17.5	12.5	19.25(19.5)
	町費	12.5	12.5	12.5	19.25(19.5)
合計		100.0	100.0	100.0	100.0

※公費の国費には財政調整交付金も含まれます。

※()は変更前です。

大磯町介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,560円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>82,080円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。) <u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>99,180円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>109,440円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>123,120円</u></p>	<p>第1条～第3条 省略 (保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>75,900円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,200円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>290万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>95,700円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>108,900円</u></p>

改正案	現行												
<p>ア・イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>126,540円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>136,800円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>150,480円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,780円</u>とする。</p> <p>第5条から第12条 省略</p> <p>第13条 省略</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年</p>	<p>ア・イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>112,200円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>122,100円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>135,300円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,700円</u>とする。</p> <p>第5条から第12条 省略</p> <p>第13条 省略</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 省略</p>												
<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="159 1233 1104 1406"> <thead> <tr> <th>利用料を徴収する事業</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち短期集中通所型サービス事業</td> <td>1回につき300円</td> </tr> </tbody> </table>	利用料を徴収する事業	利用料	法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち短期集中通所型サービス事業	1回につき300円	<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1158 1118 2101 1426"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用料を徴収する事業</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち要介護状態又は要支援状態になるおそれのある第1号被保険者に対して行う事業</td> <td>通所型介護予防事業</td> <td>1回につき300円</td> </tr> <tr> <td>介護予防普及啓発事業</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	利用料を徴収する事業		利用料	法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち要介護状態又は要支援状態になるおそれのある第1号被保険者に対して行う事業	通所型介護予防事業	1回につき300円	介護予防普及啓発事業	無料
利用料を徴収する事業	利用料												
法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち短期集中通所型サービス事業	1回につき300円												
利用料を徴収する事業		利用料											
法第115条の45第1項に規定する地域支援事業のうち要介護状態又は要支援状態になるおそれのある第1号被保険者に対して行う事業	通所型介護予防事業	1回につき300円											
	介護予防普及啓発事業	無料											